

総務常任委員会日程

日時 令和8年9月9日（水）

午前9時30分

場所 第1議会委員会室

- | | | | |
|---|----|-------|-----------------------------------|
| 1 | 議案 | 第36号 | 藤沢市市税条例の一部改正について |
| 2 | 議案 | 第37号 | 藤沢市手数料条例の一部改正について |
| 3 | 請願 | 8第2号 | 日本政府に非核三原則の堅持を要請する意見書提出を求める請願 |
| | 陳情 | 8第12号 | 非核三原則の尊重と堅持を求める意見書を国に提出することを求める陳情 |
| 4 | 報 | 告（1） | 公共料金の見直しについて（改定案再報告） |

請 願 文 書 表 令和 8 年 9 月 3 日 定例会 日本政府に非核三原則の堅持を要請する意見書提出を求める請願	
受理年月日	令和 8 年 8 月 2 7 日
番 号	8 第 2 号
要 旨	【請願項目】 日本政府に非核三原則の堅持を要請する意見書提出を求めます。 【請願理由】 核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則は、日本の国是であり、国際公約です。1971年の衆議院本会議においてこの三原則が決議され、それ以来、「非核三原則を国是として堅持する」という決議が6回も繰り返されてきました。 また地方自治体においては1980年代から非核三原則を基調とする非核自治体宣言が始まり、全国1,718の自治体のうち2026年現在、1,674の自治体が宣言し、神奈川県内ではすべての自治体が宣言しています。藤沢市においても1982年に宣言し、また95年には核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例が全会一致で制定されました。それぞれの条文には「非核三原則が完全実施されることを願う」、「国是としての非核三原則の厳守」と書かれています。 8月1日に行われた「日本世論調査会」のアンケートでも非核三原則を「堅持すべき」とした人は76%にも上り、国民にも広く支持されていることが分かります。 ところが近年、核保有国による核の威嚇や核軍拡競争の拡大など、世界は核兵器廃絶に対する逆流が強まってきました。また我が国においても非核三原則の見直しを取りざたされるようになってきました。 しかし我が国は唯一の戦争被爆国として、国内においては非核三原則を堅持し、世界に向けては核兵器廃絶の先導的役割を果たすことが求められています。 そこで藤沢市議会として日本政府に対して非核三原則の堅持を要請する意見書提出を求めます。
請 願 者 住 所 氏 名	藤沢市鵜沼海岸 6 - 1 5 - 1 5 ピースリレー・ふじさわ 事務局長 島田 啓子
紹 介 議 員	土屋 俊則 原田 建



請願 8 第 2 号

日本政府に非核三原則の堅持を要請する意見書提出を求める請願



紹介議員

土屋 俊則

原田 建

日本政府に非核三原則の堅持を要請する意見書提出を求める請願

【請願項目】

日本政府に非核三原則の堅持を要請する意見書提出を求めます。

【請願理由】

核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則は、日本の国是であり、国際公約です。1971年の衆議院本会議においてこの三原則が決議され、それ以来、「非核三原則を国是として堅持する」という決議が6回も繰り返されてきました。

また地方自治体においては1980年代から非核三原則を基調とする非核自治体宣言が始まり、全国1,718の自治体のうち2026年現在、1,674の自治体が宣言し、神奈川県内ではすべての自治体が宣言しています。藤沢市においても1982年に宣言し、また95年には核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例が全会一致で制定されました。それぞれの条文には「非核三原則が完全に実施されることを願い」、「国是としての非核三原則の厳守」と書かれています。

8月1日に行われた「日本世論調査会」のアンケートでも非核三原則を「堅持すべき」とした人は76%にも上り、国民にも広く支持されていることが分かります。

ところが近年、核保有国による核の威嚇や核軍拡競争の拡大など、世界は核兵器廃絶に対する逆流が強まってきました。また我が国においても非核三原則の見直しを取りざたされるようになってきました。

しかし我が国は唯一の戦争被爆国として、国内においては非核三原則を堅持し、世界に向けては核兵器廃絶の先導的役割を果たすことが求められています。

そこで藤沢市議会として日本政府に対して非核三原則の堅持を要請する意見書提出を求めます。

2026年8月27日

藤沢市鵜沼海岸 6-15-15

ピースリレー・ふじさわ

事務局長 島田啓子

藤沢市議会議長
山口 政哉 様

収受

-8. 8. 18

藤沢市議会局

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書を国に提出することを求める陳情

項目

1 陳情の

地方自治法第 99 条に基づき、貴議会においては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の戦争被爆国である我が国の国是として、非核三原則を尊重し、堅持するよう国に求める意見書の提出をお願いいたします。

2 陳情の理由

広島・長崎への原子爆弾の投下から 81 年が経過するなか、我が国は原爆投下による惨禍を経験した唯一の戦争被爆国として、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を長年にわたり基本的な立場として掲げてきました。この原則は、国会においても繰り返し確認され、国際社会に対する我が国の基本姿勢を示す重要なものです。

今日、国際社会の緊張の高まりから、安全保障環境は一層厳しさを増すなか、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められています。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではありません。

令和 8 年 8 月 18 日

陳 情 者

所 在 地 〒232-0022

横浜市南区高根町 1 丁目 3 番地
神奈川県地域労働文化会館 3 階団体名称 全日本自治団体労働組合
神奈川県本部

代 表 者 中央執行委員長 中野 雅臣

藤沢市議会議長 山口 政哉 様